

1. 放射性物質の適用除外規定の削除とは(1)

(経緯)

平成23年の福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が放出

環境法体系の下で放射性物質による環境汚染の防止のための措置を明確に位置づける必要がある。

- 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」(平成26年6月公布)
大気汚染防止法、水質汚濁防止法、環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外規定が削除。

改正された環境影響評価法の施行日:平成27年6月1日

放射性物質の適用除外規定の削除とは(2)

環境影響評価法(施行予定:平成27年6月1日)

- 基本的事項別表への放射性物質の位置づけ
環境影響評価の項目に、新たに一般環境中の放射性物質に関する区分を設ける。
- 放射性物質による環境の汚染状況の把握方法
放射線の量を把握することにより、調査・予測・評価を行う。

放射性物質の適用除外規定の削除とは(3)

(運用について)

- 環境の汚染状況の把握
事業が実施される区域において放射線量の把握をする
- どのような事業
土地の形状の変更等を行う事業
→ 放射性物質の飛散・流出
供用中に放射性物質を取り扱う事業
→ 原子力発電所の設置, 廃棄物最終処分場の設置等



今年度中(12月頃)に国において主務省令の改正があり, その主旨をくみ取り徳島県環境影響評価技術指針の改正を行う。

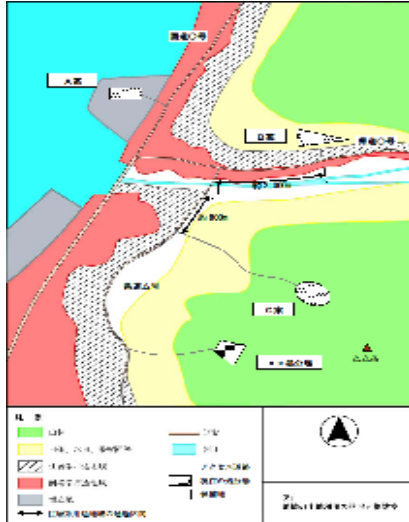
資料2-2

(案)

環境要素の区分		対象事業の区分	規則別表第一の 項に掲げる事業	
		影響要因の区分	工事の実施	土地又は工作物の存在並びに事業活動その他の活動であって事業の目的に含まれるもの
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		
		騒音		
		振動		
		悪臭		
		その他		
	水環境	水質		
		水底の底質		
		地下水の水質及び水位		
		その他		
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質		
		地盤		
		土壌		
		その他		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物			
	植物			
	生態系			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観			
	人と自然との触れ合いの活動の場			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物			
	温室効果ガス等			
一般環境中の放射性物質	放射線の量			

2. 戦略的環境アセスメントとは(1)

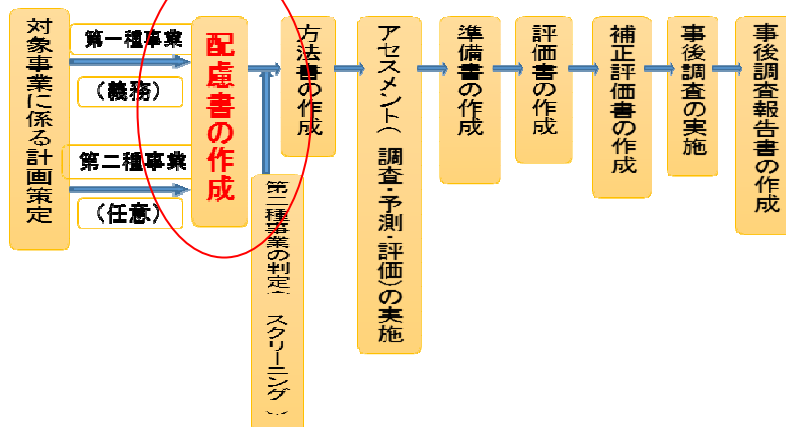
(SEA: Strategic Environmental Assessment)



- 事業の計画・立案段階で、事業者が、事業の位置、規模等の複数案を設定
- 重大な環境影響に着目して環境の保全のために配慮すべき事項について検討する手続

戦略的環境アセスメントとは(2)

改正後、条例による環境影響評価の手続



戦略的環境アセスメントとは(3)

□ 導入前

事業に係る大まかな枠組み(位置、規模等)が既に決定された段階で環境影響評価を開始

□ 導入後

政策段階(施策の計画、方向)及び上位計画段階(いつ、どこで、どのように、どの様な事業を実施するのか)の早い段階で環境配慮を行う。

戦略的環境アセスメントとは(4)

□ 改正条例における戦略的環境アセスメントとは

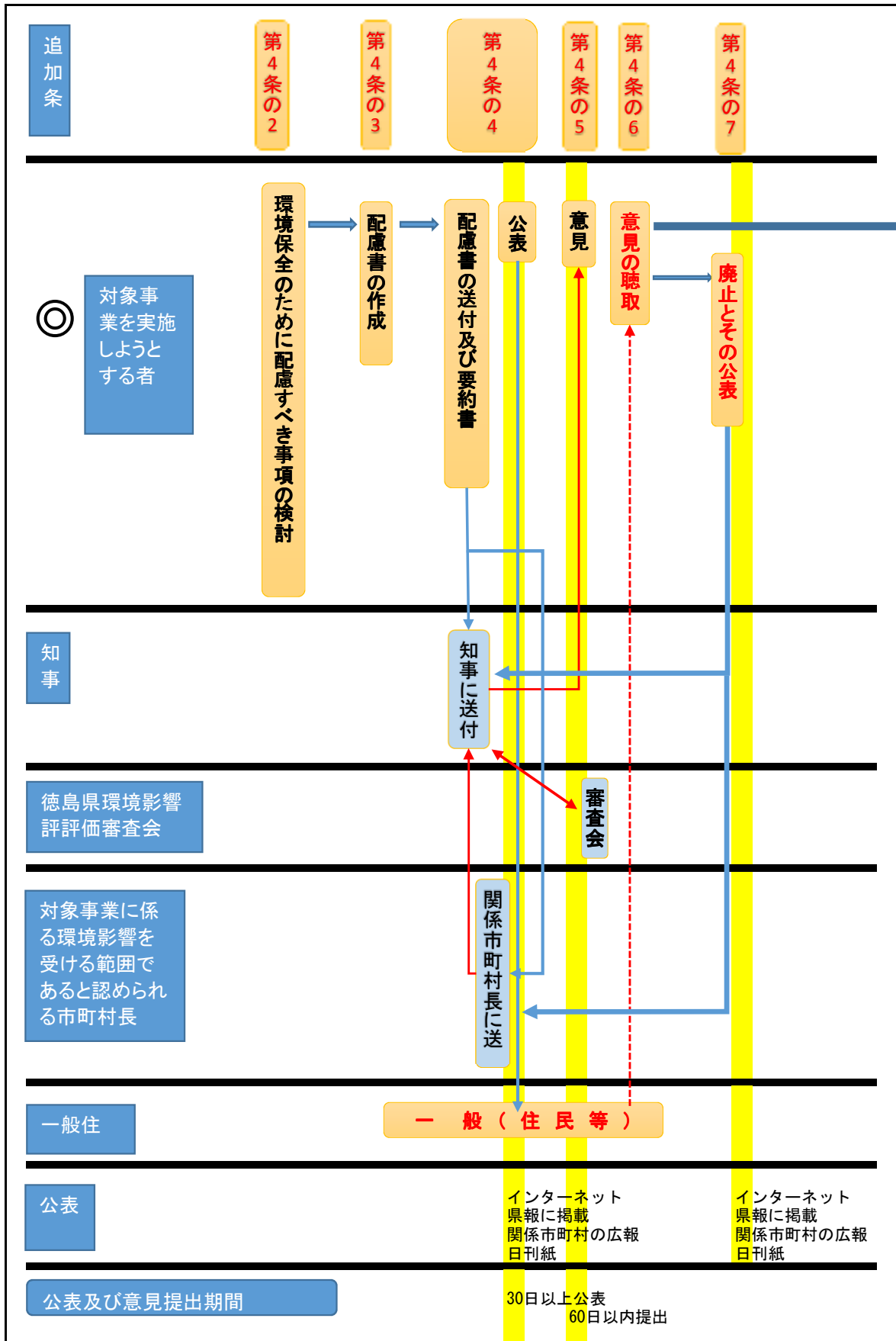
・事業の計画の立案段階

- 1 施策段階及び計画・プログラム段階
- 2 個別事業の位置・規模等の検討段階
- 3 個別事業の計画段階

事業に係る計画の立案の段階において、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならない

(案)

戦略的アセスメント(配慮書)の手続について



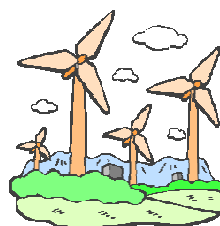
資料2-2

資料

環境要素の区分			対象事業の区分	規則別表第一の 項に掲げる事業					
			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在並びに事業活動 其他人の活動であって事業の目的に 含まれるもの		
			事業案	案 1	案 2	案 3	案 1	案 2	案 3
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持を旨と して調査、予測及び評価 されるべき環境要素	大 気 環 境	大気質							
		騒音							
		振動							
		悪臭							
		その他							
	水 環 境	水質							
		水底の底質							
		地下水の水質及び水位							
		その他							
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質							
		地盤							
		土壌							
		その他							
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全を 旨として調査、予測及び 評価されるべき環境要素	動物								
	植物								
	生態系								
人と自然との豊かな触れ 合いの確保を旨として調 査、予測及び評価される べき環境要素	景観								
	人と自然との触れ合いの活動の場								
環境への負荷の量の程度 により予測及び評価され るべき環境要素	廃棄物								
	温室効果ガス等								
歴史的文化遺産を保全を 旨として、調査、予測及 び評価されるべき環境要 素	文化財								

3. 風力発電(1)

- 近年、我が国における風力発電施設の導入量が増加。地球温暖化対策の推進により今後、民間事業者による風力発電事業が大幅に増加することが予想される。(国施行:平成24年10月1日)
- 事業実施にあたり考えられる環境影響
 - 騒音・超低周波音
 - 動植物
 - 景観
 - シャドーフリッカー



風力発電(2)

条例における環境評価の対象となる「風力発電事業規模」
(案)

第一種事業(義務) 7,500~10,000kW

第二種事業(任意) 5,000~7,500kW

ちなみに法アセス規模は、

第一種事業(義務) 10,000kW~

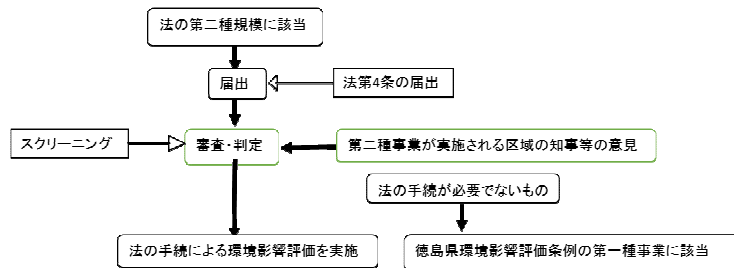
第二種事業(任意) 7,500kW~10,000kW

条例の対象事業(法以外)

□ 法と条例の役割

地域の実情を踏まえ、法と役割を分担し、法と条例が一体となり、より環境の保全に配慮した事業実施を確保する。

(法対象規模のスクリーニング)



資料2-2

(案)

環境要素の区分			対象事業の区分	規則別表第一の五の項のり又は又はに掲げる事業							
			影響要因の区分	工事の実態		土地又は工作物の存在及び供用					廃棄物の発生
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成工事等	地形変更及び施設の存在	地熱流体の採取及び熱水の還元	排ガス	排水	その他	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物								
			硫化水素								
			窒素酸化物								
			浮遊粒子状物質								
			石炭粉じん								
			粉じん等								
			大気に係る有害物質								
		騒音	騒音・ 超低周波音								
		振動	振動								
	悪臭	悪臭									
	水環境	水質	水の濁り								
			水の汚れ								
			富栄養化								
			溶存酸素								
			水素イオン濃度								
			水温								
			水質に係る有害物質								
		水底の底質	水底の泥土								
			底質に係る有害物質								
		地下水の水質及び水位	地下水の塩素イオン濃度								
			地下水の水位								
	その他	流向及び流速									
		温泉									
		水中音									
	土壤に係る環境その他	地形及び地質	重要な地形及び地質								
		地盤	地盤沈下								
			地盤変動								
		土壤	土壤に係る有害物質								
その他		日照障害									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地									
		海域に生息する動物									
	植物	重要な種及び群落									
		海域に生息する植物									
生態系	地域を特徴づける生態系										
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観									
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物	廃棄物									
		建設工事に伴う副産物									
温室効果ガス等	二酸化炭素										

4. その他(1)

□ 環境影響評価を行うための方法をまとめた方法書の説明会の開催(条例第8条の2)

【メリット】

(事業者と住民)

方法書の目的について理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションをはかる。

(事業者)

環境に配慮を検討する上で有用な情報をより早い段階で入手することが可能

(住民)

事業の目的等の理解が促進される。

その他(2)

□ 環境影響評価図書の電子縦覧、インターネットによる公表

(配慮書, 方法書, 準備書, 評価書, 事後調査報告書等)

【背景】

- ・事業者、及び県、市町村にはそれぞれホームページを有しており、外部に情報を発信できる整備が整っている状況
- ・内容が専門的であり、図書紙数の分量が膨大となることがある。
- ・法対象事業についても、事業者にできる限り協力し支援県、関係市町村のホームページで公表・縦覧の規定

その他(3)

所要の整理

□ 名称の変更

空港整備法 → 空港法(H20. 6)

□ 条号ずれ

第35条第5号の政令第4条 → 政令第5条

□ 法アセスの配慮書に係る知事意見

□ 環境要素の区分の名称変更

「騒音」 → 「騒音・超低周波音」

※「法に基づく基本事項」の改正による